

『野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金』

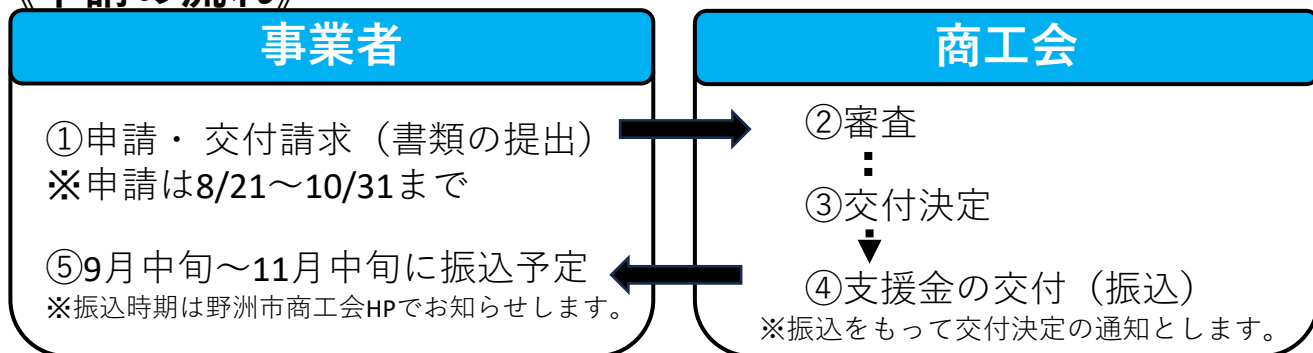
エネルギー価格等の高騰の影響を受け、市内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法に定められた）は、

対象車両1台につき**2万円**の支援金が受けられます。

注意点

※但し、**個人事業主は1台、法人は5台を上限**とします。
※車両燃料費について、原油価格高騰にかかる他の公的
制度に基づく補助金や助成金等との**併用はできません。**

《申請の流れ》



申請書類

郵送のみ受付

※郵便事故防止等のため**追跡可能な方法（簡易書留等）を推奨**します。

《申請書類は①～⑥》

- ① 野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書
- ② アンケート用紙（任意）
※上記2点は、野洲市商工会のHPからダウンロードしてください。
- ③ 確定申告書（税務署受付印有り又は電子申告の受信通知有りのもの）
（創業後間もない場合）法人は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内）の写し。
個人は開業届（税務署の受付印があるもの）の写しを提出してください。
- ④ 対象車両の自動車検査証写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しが必要）
- ⑤ 市税の完納証明書（発行日から3か月以内の**原本**）
※市町により名称が異なる場合がありますが、未納がない証明ができるもの
- ⑥ 振込口座の通帳の写し（通帳表紙と見開き）
※要件を確認するため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

受付期間

令和5年8月21日（月）～10月31日（火）【期間内の消印有効】

※**予算額に達した時点で受付が締切となります。**

※**必ず郵送**にてお願いします。当会ポストへの直接投函は受け付けません。

●応募にかかる詳細内容は、下記ホームページをご覧ください。

<https://yasu-cci.or.jp/>

（お問合せ先）

野洲市商工会

「エネルギー価格高騰対策事業者支援金」係

電話 077-589-4880（平日：9:00～17:00）

《対象車両》

事業に供し、自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の記載が全項目で下記に該当している車両に限る。

自動車検査証の項目	記載内容
登録年月日／交付年月日	申請日以前の日付。
自動車の種別	「普通」、「小型」、「軽自動車」（被けん引車を除く、4輪以上の車両）。
所有者の氏名又は名称、所有者の住所	【所有の場合】（個人）事業主名義、（法人）法人名義に限る。 【リースの場合】リース会社の名義。
使用者の氏名又は名称、使用者の住所	【所有、リースともに】 （個人）事業主名義、（法人）法人名義に限る。
使用の本拠の位置	野洲市内であること。
有効期間の満了する日	申請時点で有効な日付。

《応募できる方》

- ・ **野洲市内に事業所を有する中小企業基本法に定められた中小企業**

※中小企業とは、下の表に該当する事業所（中小企業者と小規模企業者）となります。

業種	中小企業		小規模企業者
	資本金 または	常時使用する従業員	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運送業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- ・ 令和5年3月31日以前から引き続き野洲市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思のある個人事業主または法人
- ・ 副業ではなく、反復継続的に営利目的で事業を営み、確定申告している者。
- ・ 事業のために所有し、または自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両がある事業者（事業主名義、法人名義に限る）
- ・ 市税の未納がない事業者
- ・ 「車両燃料費」について、原油価格高騰にかかる他の公的制度に基づく補助や助成を受けていない事業者。

※野洲市（障がい者自立支援課、介護保険課）が実施する「野洲市福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金」の対象事業者は本支援の対象外となります。詳細につきましては、障がい者自立支援課、介護保険課にお問合せください。

《採択方法》

- ① 申請書等による書類審査を実施の上、採択の可否を決定します。
- ② 受付順に採択を行い、**予算額に達し次第受付終了**とさせていただきます。
- ③ 採択者には当会より指定された振込口座への送金をもって交付決定の通知とします。

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ① 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ② 助成金交付の条件に違反したとき
- ③ 助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④ 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

《申請書送付先》

〒520-2423 野洲市西河原2400

野洲市商工会 「エネルギー価格高騰対策事業者支援金」 係